

【沿革略記】

- 商標条例（明治一七年六月七日太政官布告第一九号ヲ以テ公布、同年一〇月一日ヨリ施行）
- 改正（明治一八年一月二四日太政官布告第四号ヲ以テ同条例附則第五項追加）
（明治二〇年四月二〇日勅令第九号ヲ以テ同条例中改正）
- 商標条例（明治二十一年二月一八日勅令第八六号商標条例改正ヲ以テ公布、同二十二年二月一日ヨリ施行）
- 商標法（明治三十三年三月一日法律第三八号商標法ヲ以テ公布、同年七月一日ヨリ施行）
- 商標法（明治四十二年四月二日法律第二五号商標法改正法律ヲ以テ公布、同年勅令第二九三号ニ依リ同年一月一日ヨリ施行）
- 商標法（大正一〇年四月三〇日法律第九九号商標法改正法律ヲ以テ公布、同年勅令第四五九号ニ依リ同一年一月一日ヨリ施行）
- 改正（昭和四年四月四日法律第五〇号ヲ以テ同法中改正、同年勅令第二八九号ニ依リ同年一〇月一日ヨリ施行）
- （昭和九年三月二七日法律第一五号ヲ以テ同法中改正、同年勅令第三四五号ニ依リ同一年一月一日ヨリ施行）
- （昭和十三年三月八日法律第四号ヲ以テ同法中改正、同年勅令第四〇〇号ニ依リ同年八月一日ヨリ施行）
- （昭和十三年三月八日法律第五号ヲ以テ同法中改正、同年勅令第四〇〇号ニ依リ同年六月六日ヨリ施行）



ヨリ施行)

(昭和二十二年九月八日法律第一〇五号を以て同法中改正、即日施行)

(昭和二十二年一〇月二日法律第一一五号を以て同法中改正、同二三年政令第六九号に依り同年三月三十一日から施行)

(昭和二十三年七月十五日法律第一七二号を以て同法中改正、即日施行)

(昭和二十四年五月二四日法律第一〇三号を以て同法中改正、同年五月二五日から施行)

(昭和二十六年三月六日法律第一二二号を以て同法中改正、即日施行)

(昭和三十四年四月二一日法律第一一五号をもつて同法中改正、即日施行)

○商 標 法
改 正
施 行
(昭和三十四年四月一三日法律第一二七号商標法改正法律をもつて公布、同三十五年四月一日から施行)

(昭和三十七年五月一六日法律第一四〇号をもつて同法中改正、同年一〇月一日から施行)

(昭和三十七年九月一五日法律第一六一号をもつて同法中改正、同年一〇月一日から施行)

(昭和三十九年七月四日法律第一四八号をもつて同法中改正、同四〇年一月一日から施行)

(昭和四〇年五月二四日法律第八一号をもつて同法中改正、同年八月二一日から施行)

(昭和四十五年五月二二日法律第九一号をもつて同法中改正、同四十六年一月一日から施行)

(昭和五〇年六月二五日法律第四六号をもつて同法中改正、登録料及び手数料の改正規定は即日施行、パリ条約に關係した改正規定は同年一〇月一日から施行、第一九条第二項の改正規定、同条に一項を加える改正規定、第二〇条の次に一條を加える改正規定並びに第二一條第一項、第四九条、第六八条第三項及び第七〇条第一項の改正規定並びに附則第五條第二項の



規定は同五三年六月二五日から施行、その他は同五二年一月一日から施行)

(昭和五三年四月二四日法律第二七号をもつて同法中改正、手数料の改正規定は即日施行、登録料の改正規定は同年五月一日から施行)

(昭和五三年七月一〇日法律第八九号附則をもつて同法中改正、同年二月二八日より施行)

(昭和五六年五月一九日法律第四五号をもつて同法中改正、同年六月一日から施行)

(昭和五九年五月一日法律第二三三号をもつて同法中改正、同年八月一日から施行)

(昭和五九年五月一日法律第二四号附則をもつて同法中改正、同年七月一日から施行)

(昭和六〇年五月二八日法律第四一號をもつて同法中改正、同年一月一日から施行)

(昭和六二年五月二五日法律第二七号をもつて同法中改正、同年六月一日から施行)

(平成二年六月一三日法律第三〇号附則をもつて同法中改正、同年二月一日から施行)

(平成三年五月二日法律第六五号をもつて同法中改正、同四年四月一日から施行、第九条の改正規定、第九条の二、第三七条及び第六七条の改正規定並びに第六八条第一項の改正規定中「第六条第一項」の下に、「第九条の二」を加える部分並びに附則第一四条第二項の規定は同年一〇月一日から施行)

(平成五年四月二三日法律第二六号をもつて同法中改正、手数料等の改正規定は同年七月一日から施行、その他は同六年一月一日から施行)

(平成五年五月一九日法律第四七号附則をもつて同法附則中改正、同六年五月一日から施行)

(平成五年十一月一二日法律第八九号をもつて同法中改正、同六年一〇月一日から施行)

(平成六年十二月一四日法律第一一六号をもつて同法中改正、同七年七月一日から施行、登録





異議の申立てに関係した改正規定は同八年一月一日から施行)

(平成八年六月二二日法律第六八号をもつて同法中改正、同九年四月一日から施行、現金納付制度導入に関係した改正規定は同八年一〇月一日から施行、書換の改正規定は同一〇年四月一日から施行)

(平成八年六月二六日法律第一一〇号をもつて同法中改正、代理権の証明等の改正規定は同一〇年四月一日から施行、その他は同年一月一日から施行)

(平成一〇年五月六日法律第五一号をもつて同法中改正、国と国以外の者との共有に係る商標権等の登録料等の取扱いの改正規定は同一一年四月一日から施行、その他は同年一月一日から施行)

(平成一〇年五月二九日法律第八三号附則をもつて同法中改正、同年一二月二四日から施行)

(平成一一年五月一四日法律第四一号をもつて同法中改正、裁判所と特許庁との侵害事件情報交換に関係した改正規定は同年六月一日から施行、マドリッド協定議定書への加入に伴う制度改正に関係した改正規定は同一二年三月一四日から施行、国際登録に基づく商標権に係る登録原簿の電子情報処理組織を使用した閲覧に関係した改正規定は同一三年一月一日から施行、その他は同一二年一月一日から施行)

(平成一一年五月一四日法律第四三号をもつて同法中改正、同一三年四月一日から施行)

(平成一一年一二月二二日法律第一六〇号をもつて同法中改正、平成一三年一月六日から施行)

(平成一一年一二月二二日法律第二二〇号をもつて同法中改正、平成一三年四月一日から施行)

行)

(平成一三年六月二九日法律第八一号附則をもつて同法中改正、平成一三年一月二五日から施行)

(平成一四年四月一七日法律第二四号をもつて同法中改正、国際商標登録出願における個別手数料の二段階納付制度については、公布の日から一年以内の政令で定める日から施行、その他は平成一四年九月一日から施行)

(平成一四年七月三一日法律第一〇〇号をもつて同法中改正、同一五年四月一日から施行)

(平成一五年五月二三日法律第四六号附則をもつて同法附則中改正、同一六年一月一日から施行)

(平成一五年五月二三日法律第四七号をもつて同法中改正、特許関係料金の改定及び特許料等の減免措置の見直しに関係した改正規定については、同一六年四月一日から、その他については、同一六年一月一日から施行)

(平成一五年五月三〇日法律第六一号をもつて同法中改正、同一七年四月一日から施行)

(平成一六年六月九日法律第八四号附則をもつて同法中改正、同一七年四月一日から施行)

(平成一六年六月一八日法律第一一二号附則をもつて同法中改正、同年九月一七日から施行)

(平成一六年六月一八日法律第一二〇号をもつて同法中改正、同一七年四月一日から施行)

(平成一六年一月二三日法律第一五二号附則をもつて同法中改正、同一七年四月一日から施行)

(平成一七年六月一五日法律第五六号をもつて同法中改正、同一八年四月一日から施行)





(平成一七年六月二九日法律第七五号をもつて同法中改正、同年一月一日から施行)

(平成一八年六月二日法律第五〇号をもつて同法中改正、平成二〇年二月一日から施行)

(平成一八年六月七日法律第五五号をもつて同法中改正、新規性喪失の例外に係る提出期限の延長に係る改正規定は同年九月一日から、類似の範囲の明確化及び罰則の見直しに係る改正規定は同一年一月一日から、その他の改正規定は同一年四月一日から施行)

(平成二〇年四月一八日法律第一六号をもつて同法中改正、特許料等の引下げに係る改正規定は平成二〇年六月一日から、料金納付に係る口座振替制度の導入に係る改正規定は平成二二年一月一日から、その他の改正規定については平成二二年四月一日から施行)